|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **チェック項目の該当箇所に〇印を、番号を記載する項目には該当番号記入して下さい。** | | | | | **チェック項目** |
| **１ 法　人　格** | | | | | |
|  | | 【1】申請者が、法人格を有していること。 | | |  |
| 【2】都内に登記簿上の本店又は支店があること。 | | |  |
| 【3】 | 単体枠の場合２年以上 | 都内事業所で実質的に事業を行っていること。 |  |
| 連携枠の場合10年以上 |
|  | **※直近の引き続く期間で行っている必要があります。** | |
| **2 中小企業要件** | | | | | |
|  | 【1】大企業※が単独で発行済株式総数又は出資総額の２分の１以上を所有又は出資していない。 | | | |  |
| 【2】大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の３分の２以上を所有又は出資していない。 | | | |  |
| 【3】役員総数の２分の１以上を大企業の役員又は職員が兼務していない。 | | | |  |
| 【4】その他大企業が実質的に経営に参画していない。 | | | |  |
| ※ 大企業とは、中小企業者以外の者で事業を営む者で、中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業育成株式会社又は投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合に該当するものを除く。 | | | |  |
| **３ 　経営統合等の形態 / 該当する番号①～⑤をチェック項目に記入して下さい。** | | | | | |
|  | | ① 株式取得（株式譲渡、第三者割当増資、株式交換、株式移転）  ② 事業譲渡  ③ 吸収合併・新設合併  ④ 吸収分割・新設分割  ⑤ その他（単体企業として申請） | | |  |
| 【1】**№４経営統合等の形態において①～④の番号を記載した方は回答してください。** | | | |
| ・助成金分配企業等の役職員が経営統合等に係る契約を締結する以前から  申請者の役職員を兼務していない。 | | |  |
| ・自社が業界においてTier１、Tier２企業などのメーカーと取引しているポジションであることを、申請書の記載事項により明らかにできる。 | | |  |
| ・基準日（令和７年10月１日）より３年前から助成対象期間（最長3年間）事業の完了日までの間に、グループ構成企業と経営統合等に係る契約を締結し、助成事業完了日時点で当該契約が有効であると書面（契約書など）によって証明できる。 | | |  |
| ・申請日時点で契約に至らない場合は、経営統合等についての基本合意署などの書面によって契約が内定していることを証明できること。 | | |  |
| 【2】**№４経営統合等の回答で⑤の番号を記載した方は回答してください。** | | | |
| ・直近決算の営業利益が出ている（営業黒字である）こと。 | | |  |
| ・多くの協力企業を抱えるなど、都内経済や自社が属する産業や業界にイン  パクトを持つ企業であることを、申請書の記載事項により明らかにできる。 | | |  |
| **４ 工場の新設・増改築** | | | | | |
|  | | 【1】**該当する番号①～②をチェック項目に記入して下さい。**  ①都内の自社が保有（賃借）している敷地に新たな工場の新設を行う。  ②都内の自社が保有（賃借）している工場の増改築を行う。 | | |  |
| 【2】事業計画に含まれる「工事を行う場所」及び「工事内容」が確定している。 | | |  |
| 【3】工事工程表等の提出が可能である。 | | |  |
| 【4】建築時を申請時に提出でき、事業完了時に完成した建築物に対応した図面を提出できる。 | | |  |
| 【5】助成事業の交付決定日の翌月１日から最長３年間で工事の完了、支払いの完了が可能である。 | | |  |
| **５ 創業年数などの要件** | | | | | |
|  | | 【1】決算書類を３期分揃えて提出が可能である。 | | |  |
| 【2】一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従い、決算書類を作成している。 | | |  |
| 【3】申請者が直近決算で債務超過となっていない。 | | |  |
| **６ 助成金について** | | | | | |
|  | | 【1】助成事業を遂行する実施体制や実行能力（経理その他事務含む）等を有している。 | | |  |
| 【2】助成対象期間の開始から、助成対象期間が終了した年度の翌年度から起算して１０年以上経過するまでの期間、自社で当該助成事業により取得した工場を操業し、イノベーションなどに取り組み、かつ会社を売却しない。 | | |  |
| **７ その他** | | | | | |
|  | | 【1】同一テーマ・内容で、公社・国・都道府県・区市町村等から助成等を受けていない。 | | |  |
|  | | 【2】本助成事業の同一年度の申請は、一企業につき一件である。 | | |  |
| 【3】同一テーマ・内容で公社が実施する助成事業（他の事業を含む。）に申請していない。  ※但し、過去に本事業及びその他の事業において、採択されたことがない場合は、この限りではない。 | | |  |
| 【4】法人事業税、法人住民税、法人税、消費税等を滞納していない。 | | |  |
| 【5】東京都及び公社に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていない。 | | |  |
| 【6】申請日までの過去５年間に、公社・国・都道府県・区市町村等が実施する助成事業等に関して、不正等の事故を起こしていない。 | | |  |
| 【7】過去に公社から助成金の交付を受けている者は、申請日までの過去５年間に「企業化状況報告書」や「実施結果状況報告書」等を所定の期日までに提出している。 | | |  |
| 【8】民事再生法又は会社更生法による申立て等、助成事業の継続性について不確実な状況が存在しない。 | | |  |
| 【9】 助成事業の実施に当たって必要な許認可を取得し、関係法令を遵守する。 | | |  |
| 【10】東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）に規定する暴力団関係者又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条に規定する風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、支援の対象として社会通念上適切でないと判断される業態を営むものではない。 | | |  |
| 【11】公社が連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、霊感商法など公的資金助成による支援先として適切でないと判断する業態を営むものではない。 | | |  |
| 【12】申請に必要な書類をすべて提出できる。 | | |  |
| 【13】その他、公社が公的資金の助成先として適切でないと判断するものではない。 | | |  |
| 【14】申請書記載の建設予定の建物、購入予定の物品、当該助成事業における成果物等が確認できる。 | | |  |

# 